

はじめに

屋外広告物は、街を訪れる人々を案内・誘導することや、日常生活を送る上での身近な情報源として有益なものであると共に、景観の要素の一つとして街ににぎわいや活気をもたらしてくれます。

しかし、屋外広告物が無秩序、無制限に設置されることで、本来の役割を果たさないばかりか、街の景観の美しさを損なうことになりかねません。さらに、屋外広告物が適正に設置・管理されなければ、落下や倒壊などにより、思わぬ事故を招くこともあります。

そこで、「良好な景観の形成」、「風致の維持」、「公衆に対する危害の防止」の観点から、『越谷市屋外広告物条例』を制定し、屋外広告物のルールを定めています。

この『しおり』は、屋外広告物の表示などのルールを関係者の方々をはじめ、広く市民の皆様にご理解いただくために、わかりやすく解説したものです。

私たちの街がさらに魅力的で、住みやすくなるように、皆様のご協力をお願いいたします。

※この「しおり」は越谷市屋外広告物条例及び越谷市屋外広告物条例施行規則の概略を説明したものです。詳細については、下記の条文等を確認してください。

条文は越谷市ホームページより確認できます。

【越谷市屋外広告物条例】

https://www.city.koshigaya.saitama.jp/kurashi_shisei/kurashi/sumai/keikan/okugai_files_jourei.pdf



【越谷市屋外広告物条例施行規則】

https://www.city.koshigaya.saitama.jp/kurashi_shisei/kurashi/sumai/keikan/okugai_files_kisoku.pdf



〈文中の表記について〉

【条例・規則】：根拠法令を示しています。

□□〇〇ページ：参照ページを示しています。

目 次

1. 屋外広告物と規制の目的	
(1) 屋外広告物とは	3
(2) 規制の目的	3
(3) 自家広告物と一般広告物	3
2. 規制	
(1) 禁止地域と許可地域（屋外広告物を出してはいけない場所・よい場所）	4
(2) 禁止広告物	4
(3) 禁止物件	5
(4) 色彩等の規制（共通基準）	5
3. 許可の基準	
(1) 屋外広告物の種類	6
(2) 適用除外となる屋外広告物	8
(3) 一般広告物の基準	11
(4) 自家広告物の基準	16
【コラム】景観計画上の内容	18
4. 許可手続きと手数料	
(1) 許可等手続きの流れ	19
(2) 許可申請の方法と許可証発行までの期間	21
(3) 許可申請等に係る必要書類等	22
(4) 許可手数料と許可期間	23
5. 市内で屋外広告業を営む場合の登録	
(1) 市内で屋外広告業を営む場合の注意事項	24
(2) 屋外広告業の登録	24
(3) 特例屋外広告業の登録	25
6. その他の注意事項	
(1) 屋外広告物の設置を依頼する場合	26
(2) 管理義務	26
(3) 管理者制度	26
(4) 点検義務	27
(5) 除却義務	27
(6) 違反広告物に対する措置	27
(7) 罰則	28
【コラム】違反広告物を撤去するボランティアを募集しています	29
【様式】ホームページの案内	30

1. 屋外広告物と規制の目的

(1) 屋外広告物とは

屋外広告物とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、貼り紙及び貼り札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの（屋外広告物を掲出する物件を含む）をいいます。【条例第2条】

建物などの外側に表示される文字やシンボルマーク、商標、写真、絵画、彫刻などが対象となります。なお、営利目的かどうかは問いません。

次のようなものは屋外広告物には含みません。

- 街頭で配布されるチラシなど
- 駅の構内や野球場などに入る特定の者のみを対象とするもの
- 単に光を発するもの（サーチライト・文字のない単一色の板への照明）
- 音響広告
- 窓ガラスなどに屋内から外へ向けて表示された広告物

(2) 規制の目的

屋外広告物は、次の2つの目的から規制を行っています。【条例第1条】

- ①良好な景観の形成と風致（自然のもつ美しさ）の維持
- ②公衆に対する危害の防止

具体的には、広告物本体と広告を表示するための広告板や広告塔などの掲出物件の大きさ、高さ、数量やその維持管理などについて規制しています。

(3) 自家広告物と一般広告物

● 自家広告物

自家広告物とは、自己の事業所等の建物やその敷地に、自己の氏名や名称、事業内容などを表示するものをいいます。借地であったとしても、その土地（建物）で、事務所として使用し、事業内容を示すものであれば自家広告物となります。

その逆に、土地所有権を有していても実際の事業に供していなければ、自家広告物（[□16 ページ](#)）には該当しません。

● 一般広告物

一般広告物とは、他人の土地又は建物等を利用（借用）して、広告を表示するものをいいます。

2. 規制

（１）禁止地域と許可地域（屋外広告物を出してはいけない場所・よい場所）

特に良好な景観形成への配慮や風致の維持の必要性が高い地域や場所等（「禁止地域」といいます）は、自家広告物等の例外を除き、屋外広告物を出すことを禁止しています。それ以外の地域や場所（「許可地域」といいます）は、許可を受けて屋外広告物を出すことができます。

<越谷市で定めている主な禁止地域 R4.4.1 時点> 【条例第4条】

- ①第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、生産緑地地区、市民農園整備促進法に規定する市民農園
 - ②文化財保護法等の規定により指定された重要文化財である建造物等
・越谷市文化財保護条例の規定により指定された文化財である建造物等
（大聖寺の境域、旧東方村中村家住宅の敷地）
 - ③東日本旅客鉄道及び東武鉄道の市内全区间
 - ④都市公園法に規定する都市公園又は社会資本整備重点計画法施行令に規定する公園・緑地
 - ⑤官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、体育館及び公衆便所の建造物並びにその敷地
 - ⑥博物館、美術館及び病院の建造物（これらの用途に供する部分の床面積が200㎡以上のもの）並びにその敷地
 - ⑦社寺、教会及び火葬場の建造物並びにその境域（敷地）
- ※今後、新たな禁止地域を指定する場合がございます。

（２）禁止広告物

次に該当する屋外広告物は、場所を問わず出すことが禁止されています。【条例第10条】

- 著しく汚染し、退色し、又は塗料等のはく離したもの
- 著しく破損し、又は老朽したもの
- 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- 信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
- 道路交通の安全を阻害するおそれがあるもの

（３）禁止物件

屋外広告物を出すことにより良好な景観の妨げとなったり、風致を害したり、あるいはその物件が本来持っている機能や効用を害することになる物件には、許可地域内であっても屋外広告物を出すことを禁止しています。

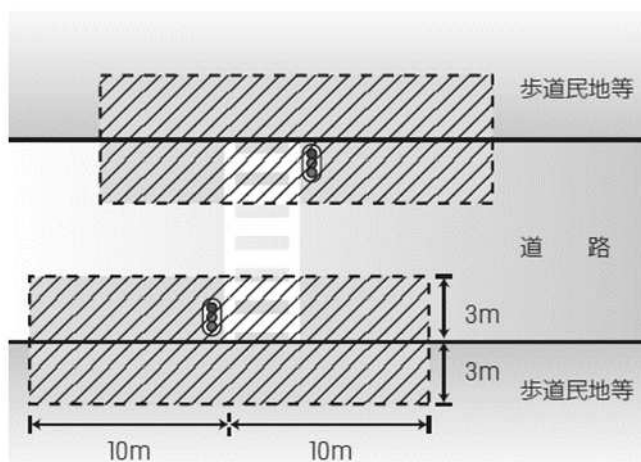
これを「禁止物件」といいます。

<越谷市で定めている禁止物件 R4.4.1 時点>

①すべての広告物の表示又は設置を禁止する物件【条例第5条】

- ・ 橋、トンネル、高架構造物、分離帯
- ・ 石垣、擁壁
- ・ 街路樹、路傍樹
- ・ 信号機、道路標識、歩道柵、駒止め、里程標
- ・ 信号機標柱付近にある電柱、街灯柱
その他これに類するもの（右図のとおり）
- ・ 消火栓、火災報知器、火の見やぐら
- ・ 郵便ポスト、電話ボックス、路上変電塔
- ・ 送電塔、送受信塔、照明塔、展望塔
- ・ 煙突、ガスタンク、水道タンク、
その他のタンク
- ・ 形像、記念碑

■信号機標柱付近の禁止物件
（斜線内にある電柱等）



※今後、新たな禁止物件を指定する場合がございます。

②貼り紙、貼り札、広告旗、立看板の表示を禁止する物件【条例第6条】

越谷市内の国道、県道、市道の全区間及びこれに面する場所にある電柱、街灯柱、その他電柱に類するもの

（４）色彩等の規制（共通基準）

屋外広告物は、以下のとおり色彩等の規制があります。【規則第4条】

- 地色に赤及び黄の原色並びに黒色を使用していないこと。
- 同系統の中間色を使用することにより色調を整えてあること。
- 蛍光塗料、発光塗料又は反射塗料を使用していないこと。
- 裏面及び側面が美観を損なわないものであること。
- 光源が点滅する広告物又は掲出物件については、道路上に突き出さないこと。
- 自家広告物（□□16 ページ）を除き、用途地域が定められていない土地の区域（市街化調整区域）に建築物から独立した広告を掲出する場合、使用されている色のうち、面積が最大となる地色の彩度が6を超えないこと。

※色彩等の規制については、景観計画（□□18 ページ）、地区計画（□□20 ページ）に定めている基準や配慮事項についてもご確認ください。

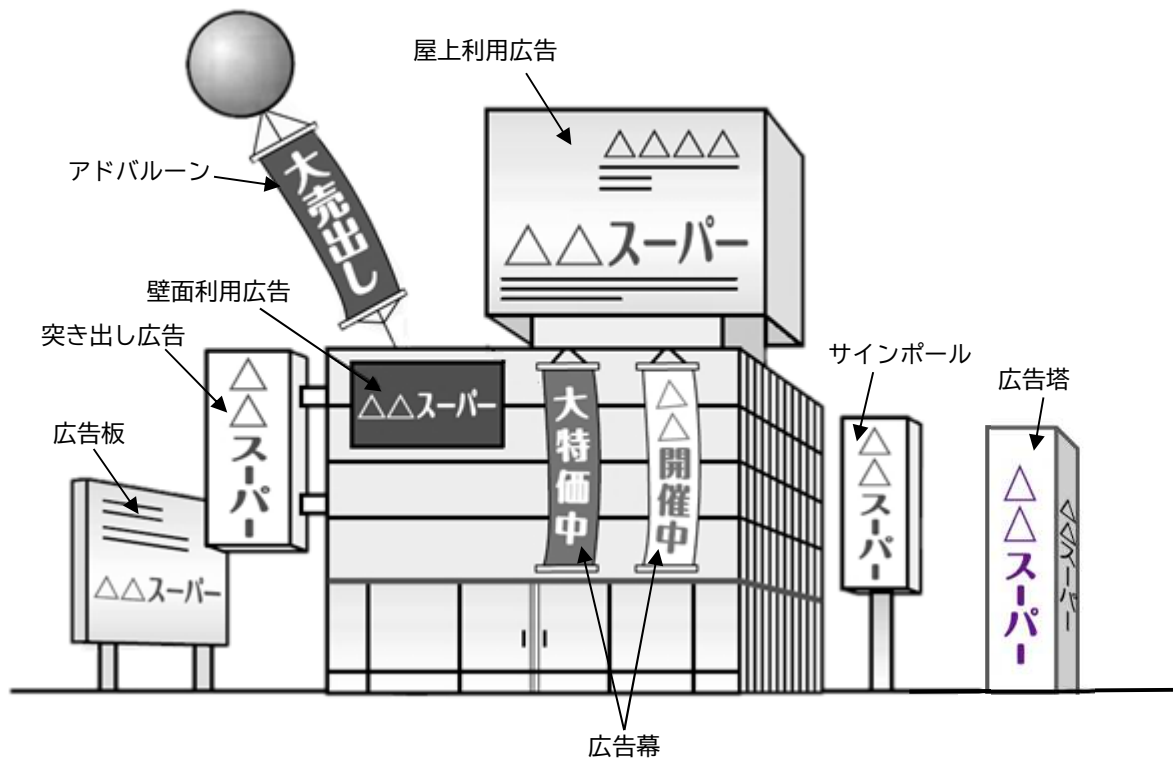
3. 許可の基準

(1) 屋外広告物の種類

許可地域において、屋外広告物を出すときは越谷市長の許可が必要です。

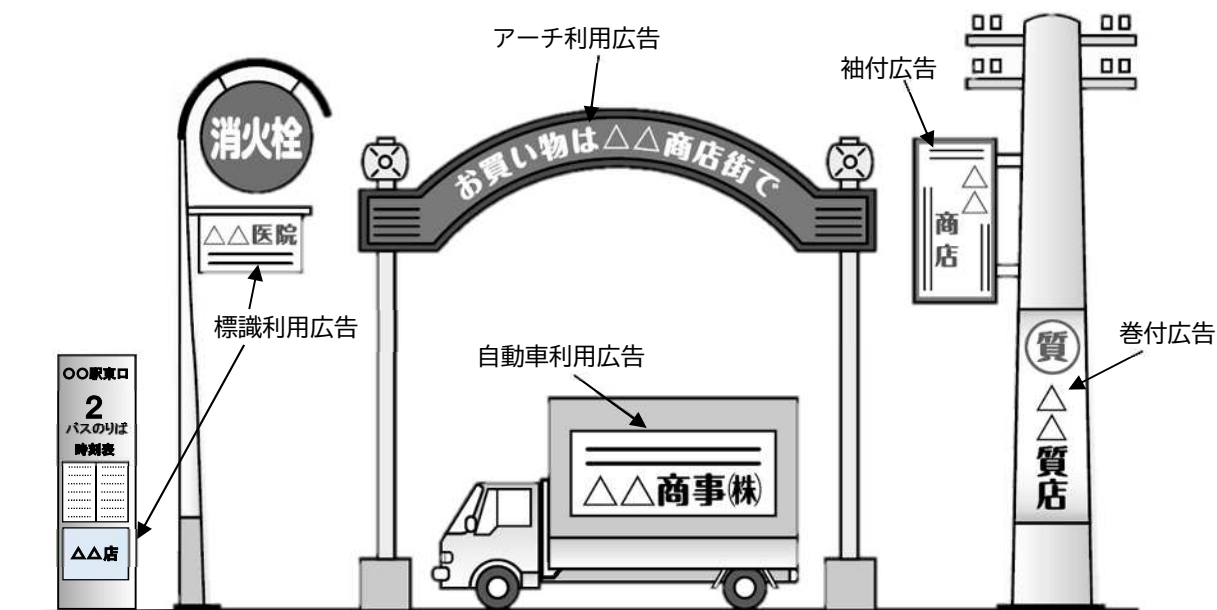
越谷市では、屋外広告物をその種類と掲出方法によって次のように分類して、それぞれに許可の基準を設けています。

● 屋外広告物の種類



屋外広告物の種類	定 義
屋上利用広告	建物の屋上に取り付けられ、広告内容を表示するもの
壁面利用広告	建物の壁面に並行して取り付けられ、広告内容を表示するもの
突き出し広告	建物壁面から突き出して取り付けられ、広告内容を表示するもの
広告板	土地に建植され又は建造物その他の物件を利用して取り付けられ、平面的に広告内容を表示するもの
広告塔	土地に建植され又は建造物その他の物件を利用して取り付けられ、立体的に広告内容を表示するもの
サインポール	土地に建植された広告板・広告塔に分類される広告物のうち、一本の支柱により表示面が支持されているもの
広告幕	布又は網等を利用して作製されたものであって、建造物その他の物件を利用して取り付けられ、広告内容を表示するもの
アドバルーン	綱を付けた気球を掲揚し、貼り紙、その気球又はつり下げた字幕を利用して広告内容を表示するもの

● 屋外広告物の種類



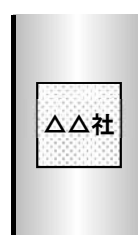
屋外広告物の種類		定 義
電柱・街灯柱等利用広告	袖付広告	電柱、街灯柱その他電柱に類するものを利用して取り付けられたもの
	巻付広告	電柱、街灯柱その他電柱に類するものを利用して巻き付けられ、広告内容を表示するもの
アーチ利用広告		道路上の空中を横断してアーチ状に建植された物件を利用して広告内容を表示するもの
標識利用広告		停留所標識、消火栓標識等を利用して巻き付け又は取り付けられ、広告内容を表示するもの
自動車利用広告		自動車の外面を利用して取り付けられたもの



掛看板



広告旗



貼り紙・貼り札



立看板

屋外広告物の種類	定 義
掛看板	建造物その他の物件を利用してつり下げられ、広告内容を表示するもの
広告旗	布又は網等を利用して作製されたものであって、容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で物件に取り付けられているもの
貼り紙	紙等を利用して作製されたものであって、建造物その他の物件を利用して貼り付けて広告内容を表示するポスター、ビラ等
貼り札	ベニヤ板、プラスチック板等に紙その他のものを貼り、又は直接塗装、印刷をして作製し、工作物等にひも、針金等でつるし、又はくくり付ける等容易に取り外すことができる状態で取り付けられたもの
立看板	紙、布、木又は金属等の材料を使用して作製されたものであって、建造物その他の物件を利用して、容易に取り外すことができる状態で立てかけられたもの

(2) 適用除外となる屋外広告物

屋外広告物には禁止地域、禁止物件、貼り紙等禁止物件、許可制度の規定がありますが、これらの規定の全部又は一部が適用除外となる広告物があります。【条例第8条】

● 適用除外となる屋外広告物

広告物の区分	条例第8条 (項一号)	内容	禁止 地域 でも出せ る	禁止 物件 でも出せ る	貼り紙 等の禁 止物件 でも出せ る	適用除外となる基準等
法令の規定により表示する広告物	1-1	建築基準法、道路法、その他の法令の規定に基づき表示するもの	◎	◎	◎	
選挙運動のために表示する広告物	1-2	公職選挙法による選挙運動期間中に、同法の規定に基づき表示するもの	◎	◎	◎	
国等が表示する広告物	1-3	国又は地方公共団体が公共目的をもって表示する広告物	◎	◎	◎	表示期間が1年を超える、上端の高さが10mを超える。表示面積が10㎡を超える、いずれにも該当する場合は市長への協議が必要
自家広告物	2-1	自己の住所又は事業所、営業所もしくは作業場に、自己の氏名、名称、店名もしくは商標又は自己の事業もしくは営業の内容を表示するもの	□17ページを参照ください			
乗用車又は貨物自動車に表示する広告物	2-5	乗用車又は貨物自動車に、自己の氏名、店名、会社名等及び商標、商品名等のみを表示するもの	◎	／	／	
石垣、擁壁、送電塔、送受信塔、照明塔、展望塔、煙突、ガスタンク、水道タンク、その他のタンクに表示する広告物	3-1		×	○	×	石垣、擁壁：表示面積5㎡以下
						送電塔、ガスタンク等：表示面積15㎡以下
管理用広告物	2-2	自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示するもの	◎	×	×	表示面積：2㎡以下/個
禁止物件に表示する広告物	3-2		×	○	／	
	4-3		×	／	○	
冠婚葬祭用の広告物	2-3	冠婚葬祭、祭礼のため一時的に表示するもの	◎	×	○	
催し物用の広告物	2-4	講演会等のため、その会場の敷地内に表示するもの	◎	×	×	
タクシーに表示する広告物	2-5	タクシーに他者の広告物を表示するもの	◎	／	／	表示面積：各側部1㎡以下、後部0.3㎡以下
バスに表示する広告物	2-5	路線バスや貸切バスに他者の広告物を表示するもの	◎	／	／	表示面積：底部を除く表面積の10分の3以下(窓、ドア等のガラス面は表示不可)

◎：適用除外基準に合致すれば許可手続き不要で表示可能

○：許可を受ければ表示可能 ×：表示することができない

／：該当なし

● 適用除外となる屋外広告物

広告物の区分	条例第8条 (項一号)	内容	禁止 地域 でも出せ る	禁止 物件 でも出せ る	貼り紙 等の禁 止物件 でも出せ る	適用除外となる基準等
人、動物、車輛(自動車を除く)、船舶に表示する広告物	2-7	人、動物、車輛(自動車を除く)、船舶に表示するもの	◎			
公共掲示板に表示する広告物	2-8	地方公共団体が設置する公共掲示板に、その団体の許可等を得て表示する	◎			当該地方公共団体の許可
工事現場の仮囲いに表示する広告物	2-9	宣伝を目的とせず、周囲の景観に調和した絵もしくは写真、又は工事施工者名等の表示	◎			工事施工者等の氏名、名称、店名又は商標を表示する場合は、仮囲いの平面積20分の1以下
煙突及びガスタンク等に表示する自家広告物	3-3		×	○		煙突、ガスタンク、水道タンク:表示面積15㎡以下
営利を目的としない貼り紙、貼り札、広告旗、立看板	4-1	政治、労働、宗教等の営利を目的としない活動のために表示するもの	×	×	○	表示期間が15日を超える
	7		×	×	◎	●表示面積等は 貼り紙、貼り札→1㎡以下 立看板→縦1.8m以下(脚部を含む)×横0.6m以下 広告旗→縦1.8m以下×横0.6m以下 高さは3m以下 ※道路路上に突き出さないこと ●表示の始期と終期を明記、 貼り札、広告旗及び立看板は、 表示者の氏名、住所も明示 ●表示期間は15日以内
案内用の広告物	5-2	公共目的又は公衆の利便に供する目的のために表示する道標、案内図板など	○	×	×	表示面積:10㎡以下
寄贈者名を表示するための広告物	6	公益上必要な施設又は物件に寄贈者名等を表示するもの	◎	◎	◎	表示面積:表示方向からみた施設等の面積の20分の1以下で、かつ0.5㎡以下
公共施設等への広告物	5-4	広告料収入を設置費または管理費に充てるもの	○	○	○	□10ページの「禁止地域へ設置する屋外広告物の特例」を参照ください
	5-5	地域における公共的な取組に充てるもの	○	○	○	

◎: 適用除外基準に合致すれば許可手続き不要で表示可能

○: 許可を受ければ表示可能 ×: 表示することができない : 該当なし

● 禁止地域へ設置する屋外広告物の特例

禁止地域（□□4 ページ参照）について、①「広告料収入を案内図板、公共掲示板等の設置費や維持管理費に充てる」、②「広告料収入を地域の公共的な取組の費用等に充てる」場合は、禁止地域の適用から除外され、屋外広告物の設置等が可能になります。

設置にあたっては許可基準があります。【規則別表第3第4号】

詳細は、越谷市都市計画課までお問い合わせください。

① 「広告料収入を案内図板、公共掲示板等の設置費や維持管理費に充てる」

【条例第8条第5項第4号】

公益上必要な施設又は物件で、規則で定めるもの(※1)に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件であって、その広告料収入を当該公益上必要な施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの

※1…「公益上必要な施設又は物件であって規則で定めるもの」とは 【規則第6条の2第1項】

- ・案内図板
- ・公共掲示板
- ・バス停上屋
- ・その他これらに類するもの

② 「広告料収入を地域の公共的な取組の費用等に充てる」【条例第8条第5項第5号】

法人その他の団体が表示し、又は設置する広告物又は掲出物件であって、その広告料収入を地域における公共的な取組であって規則で定めるもの(※2)に要する費用の全部又は一部に充てるもの

※2…「地域における公共的な取組であって規則で定めるもの」とは 【規則第6条の2第2項】

- ・道路、公園その他の公共施設の整備又は維持管理
- ・街灯、ベンチ、上屋等の整備又は維持管理
- ・防犯又は防災活動
- ・地域の活性化等に資する催し物
- ・その他市長が認めるもの

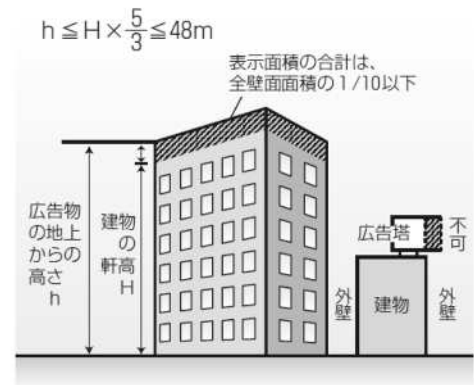
(3) 一般広告物の基準

一般広告物の基準は、次のとおりです。

● 屋上利用広告

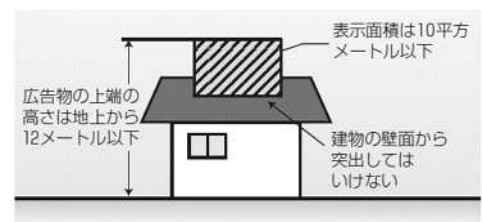
【鉄筋コンクリート造・鉄骨造等の場合】

- 表示面積の合計は、建物の全壁面面積の10分の1以下であること
 - ※ただし、10分の1が10㎡に満たないときは10㎡以下であること
 - ※全壁面面積は、窓等の開口部を含む、軒高以下の全ての壁面面積の合計
- 上端の高さは地上から軒高の3分の5以下で、かつ4.8m以下であること
 - ※ただし、軒高の3分の5が12mに満たないときは、地上から12m以下であること
- 壁面から突き出していないこと
- 色彩等の規制を遵守すること
(□5 ページ「(4) 色彩等の規制」)



【木造建築物の場合】

- 表示面積の合計は10㎡以下であること
- 上端の高さは地上から12m以下であること
- 壁面から突き出していないこと
- 色彩等の規制を遵守すること
(□5 ページ「(4) 色彩等の規制」)

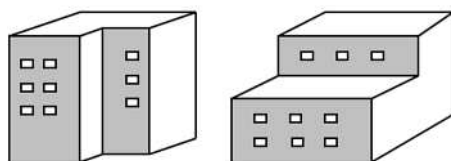


● 壁面利用広告

- 表示面積は、広告物を出す壁面の一面の壁面につき、その壁面面積の5分の1以下であること
※ただし、近隣商業地域及び商業地域にあっては10分の3以下であること

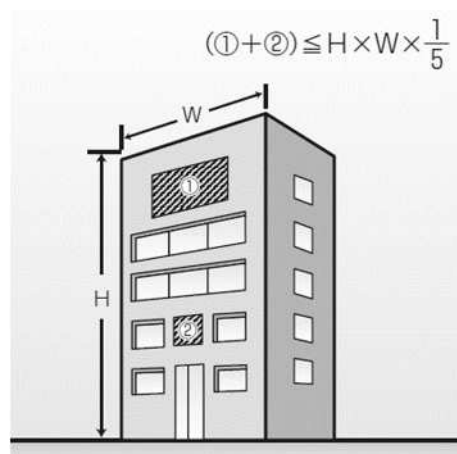
※壁面面積：広告物掲出する壁面（窓等の開口部を含む軒高以下の面積）一面のみの面積

※同一壁面に複数の広告物を表示する場合は、その合計面積が当該壁面面積の5分の1（近隣商業地域及び商業地域にあっては10分の3）以下であること



■の部分とは同一壁面として扱います

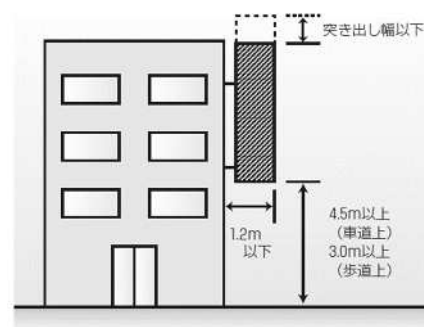
- 建築物の3階以上の階にある窓又は開口部の全部又は一部をふさがないこと
- 色彩等の規制を遵守すること
(□5 ページ「(4) 色彩等の規制」)



※①、②は窓（開口部）への設置ではない

● 突き出し広告

- 壁面からの突き出し幅は1.2m以下であること
- 上端の高さが壁面の高さ以下であること
- 道路・水路上空に出る場合は、下端の高さは、歩道上にあっては路面から3m以上、車道上にあっては路面から4.5m以上であること
※道路・水路上空に出る場合は、道路法に基づく占用許可が必要です
- 色彩等の規制を遵守すること
(□5 ページ「(4) 色彩等の規制」)



● 建造物から独立した広告（広告板、広告塔、サインポール）

□ 1 基あたりの表示面積は 10 m²以下であること

※ただし、自家広告については 1 基あたり
60 m²以下であること

※複数の表示面がある場合は、
その合計面積が 1 基あたり 10 m²以下
（自家広告が 1 基あたり 60 m²以下）で
あること

□ 上端の高さは地上から 10 m 以下であること

□ 道路・水路上に突き出していないこと

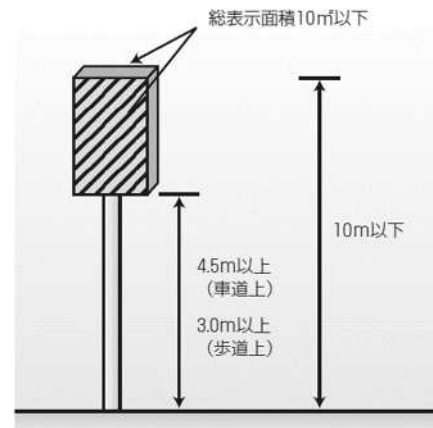
※ただし、自家広告については、道路・水路
上空に出る場合の下端の高さが、
歩道上にあつては路面から 3 m 以上、
車道上にあつては路面から 4.5 m 以上で
あること

（道路・水路上空に出る場合は、道路法に
基づく占用許可が必要です）

□ 色彩の規制を遵守すること

（[5](#) ページ「（4）色彩等の規制」）

※用途地域が定められていない土地の区域（市街化調整区域）に広告を掲出する
場合、使用されている色のうち、面積が最大となる地色の彩度が 6 を超えない
こと



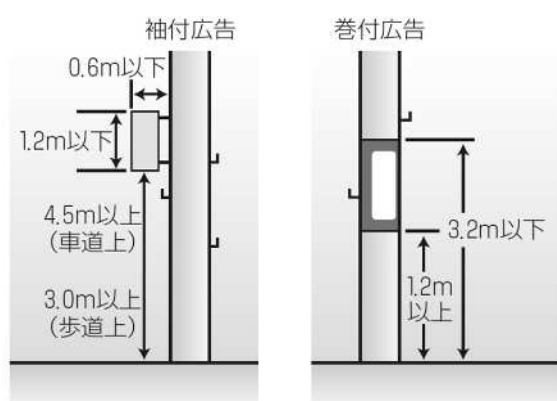
● その他の屋外広告物

広告物の種類		許可の基準※1	
電柱・街灯柱等 利用広告	袖付 広告	縦・出幅	1.2m以下×0.6m以下
		路面から下端までの高さ	歩道上:3m以上、車道上:4.5m以上
		その他	車道寄りの歩道部分に位置する電柱等を利用する場合は、歩道の中央部分に向けて突き出すこと
	巻付 広告	上端の高さ	地上から3.2m以下
		下端の高さ	地上から1.2m以上
アーチ利用 広告	アーチ部分	路面から上端までの高さ	歩道上:5.5m以下、車道上:7.5m以下
		路面から下端までの高さ	歩道上:3.5m以上、車道上:5m以上
	支柱部の 広告	上端までの高さ	地上から3m以下
		下端までの高さ	地上から1.2m以上
標識利用広告	表示面積	0.5㎡以下	
自動車利用 広告	広告宣伝用自動車	広告宣伝用自動車であること※2	
	広告宣伝用自動車以外	各側部1㎡以下、後部0.3㎡以下	

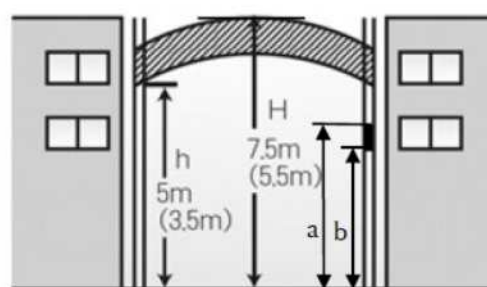
※1：全ての広告物の種類において、色彩等の規制を遵守すること

(□5 ページ「(4) 色彩等の規制」)

※2：広告宣伝用自動車は特殊用途（放送・広報）車として登録を受けているものに限る



電柱・街灯柱等利用広告



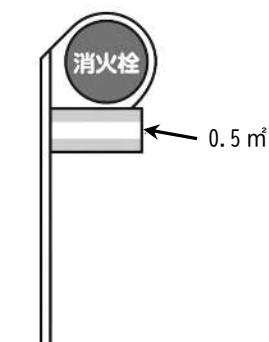
(アーチ部分)Hは歩道上 5.5m以下、車道上 7.5m以下

hは歩道上 3.5m以上、車道上 5.0m以上

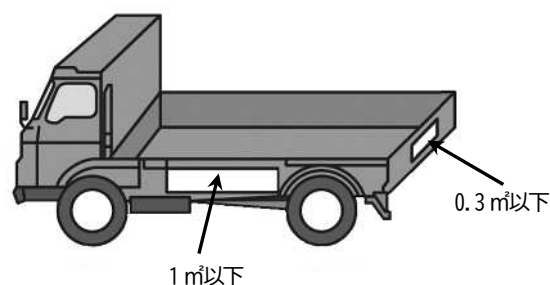
(支柱部の広告)aは地上から3m以下

bは地上から 1.2m以上

アーチ利用広告



標識利用広告



自動車利用広告
(広告宣伝用自動車以外)

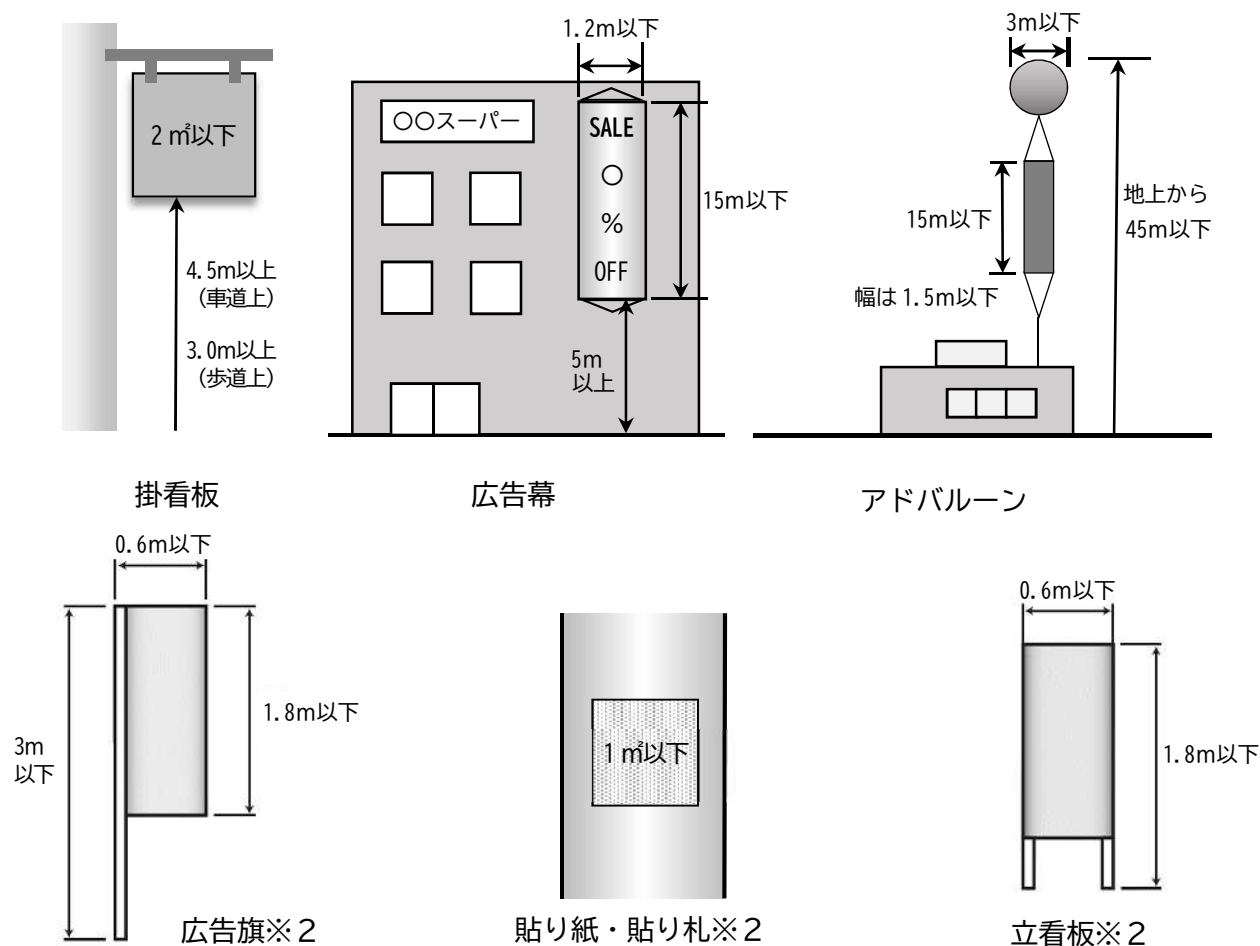
● その他の屋外広告物

広告物の種類	許可の基準※1	
掛看板	表示面積	2㎡以下
	路面から下端までの高さ	歩道上:3m以上、車道上:4.5m以上
広告幕	長さ・幅	15m以下×1.2m以下
	路面から下端までの高さ	5m以上
アドバルーン	気球の大きさ	直径3m以下
	広告幕(網)の長さ・幅	15m以下×1.5m以下
	上端の高さ	地上から45m以下
広告旗※2	縦・横	1.8m以下×0.6m以下
	高さ	3m以下
	その他	道路上に突き出さないこと 表示者の連絡先を明示すること
貼り紙※2	表示面積	1㎡以下
貼り札※2	表示面積	1㎡以下
	その他	表示者の連絡先を明示すること
立看板※2	縦(脚部をを含む)・横	1.8m以下×0.6m以下
	その他	表示者の連絡先を明示すること

※1：全ての広告物の種類において、色彩等の規制を遵守すること

(□5 ページ「(4) 色彩等の規制」)

※2：国道・県道・市道の全区間及びこれに面する場所にある電柱・街灯柱・その他電柱に類するものには表示設置禁止【条例第6条】



(4) 自家広告物の基準

自家広告物の基準は、以下の表のとおりです。なお、全ての広告物の種類において、色彩等の規制を遵守してください。（□□5 ページ「(4) 色彩等の規制」）

● 自家広告物の基準【禁止地域】

区分			許可不要で出せる (条例第8条第2項第1号、規則別表第2)	許可を受ければ出せる (条例第8条第5項第1号、規則別表第3)
建造物を利用した広告	屋上利用 広告	表示面積	5㎡以下	全壁面積の10分の1以下(木造建造物の場合は10㎡以下)ただし、10分の1が10㎡未満の場合は10㎡以下
		広告物の上端の高さ	地上からの高さが10m以下で、かつ 広告物自体の高さは2m以下	地上からの高さが軒高の3分の5以下で、かつ48m以下。ただし、3分の5が12m未満の場合は12m以下(木造建造物の場合は地上から12m以下)
		その他	壁面から突き出していないこと	壁面から突き出していないこと
	壁面利用 広告	表示面積	10㎡以下	一面の壁面につきその壁面積(開口部を含む)の5分の1以下。ただし、表示面積が10㎡以下であるときはこの限りではない
		広告物の上端の高さ	軒高以下	同左
		その他	3階以上の窓又は開口部の全部又は一部をふさがないこと	同左
	突き出し 広告	表示面積	3㎡以下	6㎡以下
		広告物の上端の高さ	壁面の高さ以下	同左
		広告物の下端の高さ	(基準なし)	歩道上:3m以上、車道上:4.5m以上
		壁面からの突出し幅	1m以下	1.2m以下
		その他	道路上に突き出していないこと	(道路占用許可が必要)
	建造物から独立した広告 (広告板、広告塔、サインポール)	表示面積	5㎡以下/基	10㎡以下/基
広告物の上端の高さ		地上から7m以下	地上から10m以下	
広告物の下端の高さ		(基準なし)	歩道上:3m以上、車道上:4.5m以上	
設置基数		3基以下(敷地内)	4基以下(敷地内)	
その他		道路上に突き出していないこと	(道路占用許可が必要)	
掛看板	表示面積	1㎡以下	2㎡以下	
広告幕	広告物の長さ	10m以下	15m以下	
	広告物の幅	1m以下	1.2m以下	
広告旗	表示面積等	縦1.8m以下×横0.6m以下	2㎡以下	
	高さ	3m以下	同左	
	その他	道路上に突き出していないこと	同左	
貼り紙、貼り札及び立看板	表示面積等	貼り紙、貼り札は1㎡以下。 立看板は縦(脚部を含む)1.8m以下×横0.6m以下	(左記を超えるものは許可できません)	
	その他	道路上に突き出していないこと		

● 自家広告物の基準【許可地域】

区分			許可不要で出せる (条例第8条第2項第1号、規則別表第2)	許可を受ければ出せる (条例第7条第1項、規則別表第1)
建造物を利用した広告	屋上 利用 広告	表示面積	全壁面積の10分の1以下(木造建造物の場合は10㎡以下)ただし10分の1が10㎡未満の場合は10㎡以下	(左記を超えるものは許可できません)
		広告物の上端の高さ	地上からの高さが軒高の3分の5以下で、かつ48m以下。ただし、3分の5が12m未満の場合は12m以下(木造建造物の場合は地上から12m以下)	
		その他	壁面から突き出していないこと	
	壁面 利用 広告	表示面積	一面の壁面につきその壁面積(開口部分を含む)の5分の1以下。ただし、都市計画法第8条第1項の規定による近隣商業地域及び商業地域にあっては10分の3以下	(左記を超えるものは許可できません)
		広告物の上端の高さ	(基準なし)	
		その他	3階以上の窓又は開口部の全部又は一部をふさがないこと	
	突出し 広告	表示面積	(基準なし)	同左
		広告物の上端の高さ	壁面の高さ以下	同左
		広告物の下端の高さ	(基準なし)	歩道上:3m以上、車道上:4.5m以上
		壁面からの突出し幅	1.2m以下	同左
		その他	道路上に突き出していないこと	(道路占用許可が必要)
	建造物から独立した広告 (広告板、広告塔、サインポール)	表示面積	10㎡以下/基	60㎡以下/基
		広告物の上端の高さ	地上から10m以下	同左
		広告物の下端の高さ	(基準なし)	歩道上:3m以上、車道上:4.5m以上
		設置基数	4基以下(敷地内)	(基準なし)
その他		道路上に突き出していないこと	(道路占用許可が必要)	
掛看板	表示面積	2㎡以下	(左記を超えるものは許可できません)	
広告幕	広告物の長さ	15m以下	(左記を超えるものは許可できません)	
	広告物の幅	1.2m以下		
広告旗	表示面積	2㎡以下	(左記を超えるものは許可できません)	
	高さ	3m以下		
	その他	道路上に突き出していないこと		
貼り紙、貼り札及び立看板	表示面積等	貼り紙、貼り札は1㎡以下。立看板は縦(脚部を含む)1.8m以下×横0.6m以下	(左記を超えるものは許可できません)	
	その他	道路上に突き出していないこと		

【コラム】景観計画上の内容

屋外広告物は、必要な情報を提供するとともに、まちににぎわいを与える要素です。しかしながら、その数量や規模、色彩が過剰となると、景観を阻害することにつながりやすく、大きな影響を与えることから、適切に規制・誘導することが重要です。

そのため、越谷市では、平成 25 年に「越谷市景観計画」を策定し、建築物等の景観形成基準による景観誘導にあわせて、屋外広告物について景観に配慮した誘導を図っています。越谷市景観計画の配慮事項等をご理解いただき、更なる良好な景観形成へのご協力をお願いします。

<越谷市景観計画（抜粋）>

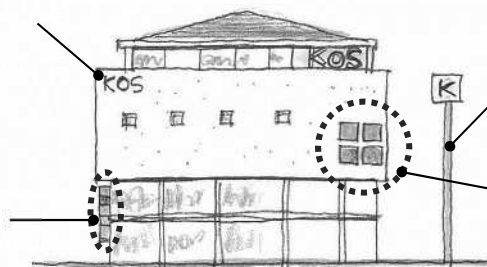
（越谷市景観計画 72 ページ、景観づくりの手引き 36～38 ページ）

●屋外広告物の基本的な配慮事項

- ・ 建築物等に付帯する屋外広告物は、建築物の窓面を利用した屋外広告物を含め、調和のとれた景観の形成に寄与するよう努める。
- ・ 駅周辺や幹線道路沿道を中心として、良好な眺めを阻害しない配置とともに、数量、規模、色彩が過剰にならないように配慮する。
- ・ 独立広告物の支持物（ポール等）の色彩は、落ち着いたものとする。

切り文字とするなど
外壁との調和を図る

集約化・集合化する



ポール等は落ち着いた
ものとする

集約化・集合化する



広告物をまとめてすっきりとさせている。



壁面のサインを切り文字とし、数量を最小限にしている。

越谷市景観計画は越谷市ホームページからご覧いただけます。

掲載場所：越谷市ホームページ>暮らし・手続き>都市計画
>まちづくり>景観・屋外広告物>景観
>越谷市景観計画・越谷市景観条例

https://www.city.koshigaya.saitama.jp/kurashi_shisei/kurashi/sumai/keikan/keikankeikakujourei.html

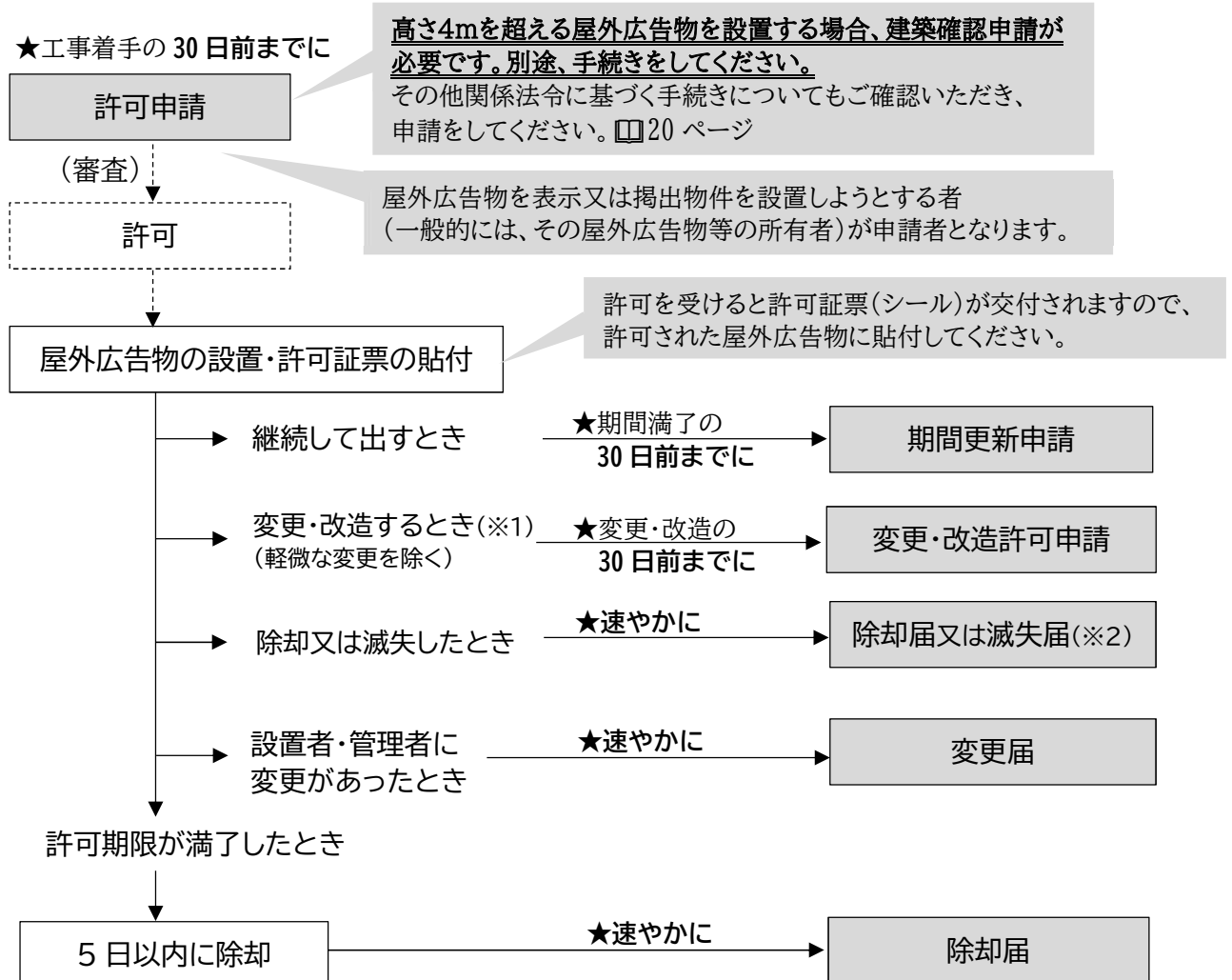


景観に関するご相談等があれば、越谷市都市計画課（屋外広告物と同様の担当課）までお問い合わせ下さい。

4. 許可等手続きと手数料

(1) 許可等手続きの流れ

屋外広告物の許可等の手続きは、次のとおりです。



※1：変更・改造許可申請手続きの要否について

①変更、改造申請手続きが**必要な**(軽微な変更でない)もの

・色彩、意匠(デザイン)、又は形状の変更を**伴う**表示内容の変更。

・例えば、契約上などの理由により表示内容を「広告募集中」へ、又は「広告募集中」から変更するものなどもこれに該当します。

②変更、改造申請手続きが**不要な**(軽微な変更である)もの【規則第11条】

・色彩、意匠(デザイン)、又は形状の変更を**伴わない**表示内容の変更。

・位置、形状を変更することなく、販売品などの興行等に関する内容を定期的に変更するもの。

※2：「除却届」…許可期間の満了、表示の必要がなくなった場合等により、屋外広告物を除却したとき【条例第19条】

「滅失届」…災害等により、屋外広告物が滅失したとき【条例第29条第4項】

●その他関係法令に基づく手続き

事項	必要な許可等の種類	申請書等の提出先・問い合わせ先
道路敷地内 （上空を含む）に 表示・設置する場合	道路占用許可等 （道路法）	道路管理者 （国、越谷県土整備事務所、 越谷市〔道路総務課〕）
	道路使用許可 （道路交通法）	警察署
屋外広告物自体が高さ4mを 超える場合、支柱部分を含め高 さ4mを超える場合	建築確認申請 （建築基準法）	越谷市〔建築住宅課〕、 指定確認検査機関
地区計画の区域内に工作物を 設置する場合	地区計画の区域内に おける行為の届出 （都市計画法）	越谷市〔都市計画課〕
屋外広告物に関する規定がある 地区計画の区域内※1に広告物 を設置する場合		
ネオン管、水素使用のアドバルーンなどは、「消防法」の 規定による届け出が必要となる場合があります。		越谷市消防局〔予防課〕
「医療法」、「歯科技工士法」、「介護保険法」、 「薬事法」などで記載内容が制限される場合があります。		各法令所管行政庁
農地内に広告物を設置する場合、「農地法」の規定に よる農地転用の手続きが必要となります。 ※また、別途「まちの整備に関する条例」の手続きが 必要となります。		越谷市〔農業委員会〕 越谷市〔開発指導課〕
河川法（河川区域内に広告物を設置する場合）		河川管理者 （国、越谷県土整備事務所、 越谷市〔河川課〕）

※1：屋外広告物に関する規定がある地区計画は、以下のとおりです。

地区計画の名称	地区の名称
七左第一地区計画	C地区
西大袋地区計画	②から⑦地区
越谷レイクタウン北地区計画	③から⑪地区
越谷レイクタウン南地区計画	B地区、C地区、D地区、E地区、F地区

地区計画に関するご相談等があれば、越谷市都市計画課までお問い合わせ下さい。



越谷特別市民
ガーヤちゃん

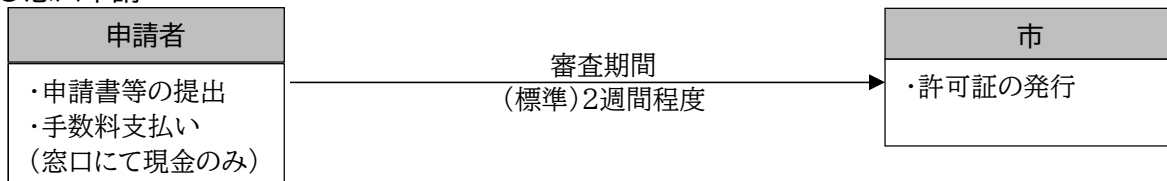
(2) 許可申請の方法と許可証発行までの期間

許可申請（許可期間更新を含む）は、都市計画課窓口又は電子申請、郵送で行えます。

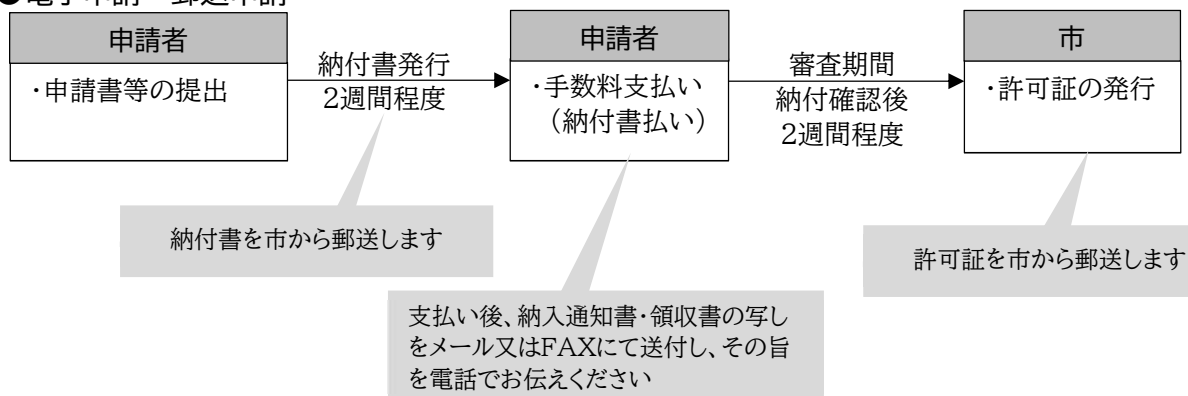
それぞれの手続きの流れとそれらに要する期間の目安は以下のとおりです。

※申請書類に修正等がある場合、それに要する期間が追加されます。

●窓口申請



●電子申請・郵送申請



※郵送申請の場合、納付書送付用・許可書送付用の返信用封筒（切手貼付）も同封してください

<送付先・連絡先>

〒343-8501

埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

越谷市役所 都市整備部 都市計画課 屋外広告物担当宛

電話：048-963-9221

FAX：048-965-0948

メール：toshikei@city.koshigaya.lg.jp

電子申請：30ページに二次元コードあり



越谷特別市民
ガーヤちゃん

(3) 許可申請等に係る必要書類等

許可申請、許可期間更新申請、変更・改造許可申請手続きの場合、電子申請を除き、正・副各1部必要となります。(代理人による申請の場合、委任状が必要です)

区分	様式の名称	添付書類								許可手数料(□23ページ)
		案内図及び配置図	現状の写真	広告物の仕様書及び設計図	屋外広告物等点検報告書※1	管理者の資格を証する書類(写)	所有者等の借用承諾書(写)	道路占用許可書等(写)	返信用封筒(切手貼付)	
新たに許可申請する場合	第1号様式				—					
既に設置されている 広告板等に広告物を表 示する場合	屋外広告物等 許可申請書	○	○	○	○	※2	※3	※4	※5	○
許可期間を更新する場合	第3号様式									
	屋外広告物等 許可期間更新申請書	○	○	—	○	—	※3	※4	※5	○
表示内容のみを変更する 場合	第4号様式									
広告物を掲出する物件自 体の規模等を変更する場 合	屋外広告物等変更・ 改造許可申請書	○	○	○	○	—	—	※4	※5	○
許可された広告物を 除却した場合	第7号様式									
	屋外広告物等除却届	—	○	—	—	—	—	—	—	—
許可された広告物が 滅失した場合	第14号様式									
	屋外広告物等滅失届	—	○	—	—	—	—	—	—	—
管理者を新たに 設置又は廃止した場合	第11号様式									
	屋外広告物等管理者 設置・廃止届	—	—	—	—	※2	—	—	—	—
広告物の変更はないが、 表示・設置者又は管理者 が変更になった場合	第12号様式									
	屋外広告物等表示・ 設置者(管理者) 変更届	—	—	—	—	※2	—	—	—	—
表示・設置者又は管理者 の氏名(代表者の変更を含 む)、名称、住所が 変更になった場合	第13号様式									
	屋外広告物等表示 ・設置者(管理者) 氏名・名称・住所 変更届	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※1:当該広告物の管理者が点検を行い、3か月以内に作成した<第2号様式>屋外広告物等点検報告書を提出してください。また、報告書の提出にあたっては点検をした広告物又は掲出物件の状況がわかる写真、点検者の資格を証する書類(写)の添付が必要です。

※2:管理者を設置又は変更した場合は○(広告物の上端の高さが4mを超えるものは管理者設置義務あり)

※3:自家広告物以外は○

※4:道路敷地内(上空を含む)に表示・設置する場合○□20 ページ

※5:郵送申請の場合○

様式は越谷市ホームページからダウンロードが可能です。(30 ページに二次元コードあり)

(4) 許可手数料と許可期間

許可申請（許可期間の更新を含む）をする場合は、屋外広告物の種類や規模に応じて、下表のとおり手数料が必要となります。【条例第31条】

また、許可の期間は広告物の種類ごとに下表の期間を基準として定められています。

【規則第8条】

●手数料と許可期間

広告物の種類		単 位	手数料	許可期間
広告板、広告塔、サインポール※1 (屋上利用広告・壁面利用広告・突き出し広告を含む)		1 m ²	350 円	3 年以内
電柱・街灯柱等利用広告		1 個	350 円	
アーチ利用広告		1 基	3,500 円	
標識利用広告		1 個	170 円	
自動車 利用広告	広告宣伝用自動車	1 台	2,000 円	
	広告宣伝用自動車以外	1 台	800 円	
掛看板		1 個	700 円	1 年以内
広告幕（つり下げを含む）		1 張	350 円	3 か月以内
アドバルーン		1 個	1,750 円	
広告旗		1 本	350 円	1 か月以内
貼り紙※2		50 枚	350 円	
貼り札※3		10 枚	350 円	
紙製又は布製の立看板		1 個	170 円	
前記以外の立て看板		1 個	350 円	

※1：広告板、広告塔、サインポールの面積計算は小数点以下を切り上げます。（単位 1 m²未満のものは 1 m²とします）

広告物が複数の場合は、1 基ごとに計算します。

変更・改造許可申請の場合、変更・改造となる箇所のみ手数料を計算します。

※2：貼り紙で 50 枚未満のものは、50 枚とします。

※3：貼り札で 10 枚未満のものは、10 枚とします。

5. 市内で屋外広告業を営む場合の登録

(1) 市内で屋外広告業を営む場合の注意事項

越谷市内で屋外広告業を営む※1 場合、越谷市の登録を受ける必要があります。

なお、埼玉県屋外広告業の登録を受けている業者は、その旨を市長に届出することで、市の登録業者とみなされ（「特例屋外広告業者」といいます）、越谷市内で屋外広告業を営むことができます。

※1：「屋外広告業を営む」とは

屋外広告物の表示又は掲出物件の設置の営業を行うことで、元請け・下請けといった形態の如何は問いません。（単に屋外広告物の印刷、製作等を行うだけで実際に屋外広告物の表示等を行わない場合は、屋外広告業に該当しません。）

なお、「市内で屋外広告業を営む」とは越谷市内に営業所がない業者が、市内で屋外広告物の表示等を行う場合も含まれます。

また、営業所ごとに、法令の規定の遵守やその他当該営業所における業務の適正な実施を確保するため必要な業務を行う、業務主任者を選任しなければなりません。

●業務主任者は以下のいずれかに該当する必要があります。

☐ 都道府県、指定都市又は中核市が開催する屋外広告物の講習会を修了した者

☐ 屋外広告士

☐ 職業能力開発促進法に基づく次に掲げる者

- ・ 広告美術仕上げに係る職業訓練指導員の免許を受けた者
- ・ 広告美術仕上げに係る技能検定に合格した者
- ・ 広告美術仕上げに係る職業訓練を修了した者

☐ 市長が、規則で定めるところにより、上に掲げる者と同等以上の知識を有するものと認定した者

(2) 屋外広告業の登録

越谷市内で屋外広告業を営む方で、埼玉県屋外広告業の登録を受けていない方は、越谷市への屋外広告業登録申請及び手数料（10,000 円）の納付が必要となります。登録申請手続きの詳細は、越谷市ホームページ内『屋外広告業及び特例屋外広告業の登録について』

（30 ページに二次元コードあり）をご覧ください。越谷市都市計画課までお問い合わせください。

★越谷市に登録後、埼玉県に登録されると、越谷市の登録は効力を失います。

埼玉県の屋外広告業の登録をされる方は、県の登録後に特例屋外広告業の登録（☐ 25 ページ（3）「特例屋外広告業の登録」）をご利用ください。

(3) 特例屋外広告業の登録

屋外広告業を営み、埼玉県屋外広告業の登録を受けている事業者は、その旨を市長に届出することで、市の登録業者とみなされ、越谷市内で屋外広告業を営むことができます。特例屋外広告業の登録を行うにあたっては、下表の書類について越谷市への届出が必要です（手数料は不要）。

★特例屋外広告業の登録後に埼玉県への屋外広告業登録の内容に変更があったとき、又は本市における屋外広告業を廃止したときは、変更や廃止の届出が必要です。なお、埼玉県への登録内容に変更等がある場合（有効期間の更新を含む）は、埼玉県への届出を先に行う必要があります。

★電子申請による手続きも可能です。（30ページに二次元コードあり）

● 特例屋外広告業の登録・変更・廃止に必要な書類

区分			添付書類					返信用封筒（切手貼付）		
			第29号様式 特例屋外広告業届出書	第31号様式 特例屋外広告業変更届出書	第32号様式 特例屋外広告業廃止届出書	埼玉県 の屋外 広告業 登録通 知書（写）	埼玉県 の登録 事項変 更届出 書（写） （埼玉 県の収 受印が 押印さ れたもの）		業務主任者の資格を証する書類（写）	
新たに特例屋外広告業の登録を行う場合			○	－	－	○	－	○	※1	
特例屋外 広告業の 登録内容 に変更が ある場合	変 更 内 容	埼玉県の	登録番号 登録年月日 有効期間満了年月日	－	○	－	○	－	－	
		会社（個人）の		名称（屋号） 所在地（住所） 代表者	－	○	－	－	○	－
		※役員・法定代理人の変更は不要								
		営業所の	名称 所在地	裏面 のみ○	○	－	－	－	－	－
		業務主任者								
特例屋外広告業の登録を廃止する場合			－	－	○	－	－	－	－	

※1：郵送申請の場合○（電子申請の場合、市の封筒で郵送します）

様式は越谷市ホームページからダウンロードが可能です。（30ページに二次元コードあり）

6. その他の注意事項

(1) 屋外広告物の設置を依頼する場合

越谷市の登録を受けた屋外広告業者又は特例屋外広告業者でなければ、越谷市内で屋外広告物の設置を請け負うことはできません。

屋外広告物の設置を業者に依頼する場合は、必ず市の登録を受けた屋外広告業者に依頼してください。

登録を受けている屋外広告業者の一覧（登録簿）は、越谷市のホームページに掲載しています。

https://www.city.koshigaya.saitama.jp/kurashi_shisei/kurashi/sumai/keikan/okugai_kyokashinsei_files_tourokugyousha.pdf



(2) 管理義務

屋外広告物の表示者や設置者、管理者、所有者、占有者（以下、「屋外広告物の所有者等」という）は、表示等をした屋外広告物について、補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態を保持しなければなりません。

この管理義務は、許可を受けて表示された屋外広告物だけではなく、適用除外となる屋外広告物（[□□8～9 ページ](#)）を含む全てについて適用されます。【条例第18条】



(3) 管理者制度

屋外広告物の適正な管理と安全性の向上を図るため、許可を受けて設置する広告物のうち上端の高さが地上から4mを超えるものについては、専門知識を有する管理者※1を置いて管理しなければなりません。【条例第18条第2項】

管理者が置かれている場合は広告物の安全点検を管理者が行わなければなりません。

※1：専門知識を有する管理者とは以下のいずれかに該当する者をいいます。

☐ 本市において屋外広告業又は特例屋外広告業の登録を受けた者

（[□□24 ページ「5. 市内で屋外広告業を営む場合の登録」](#)）

☐ 都道府県、指定都市又は中核市等が開催する屋外広告物の講習会を修了した者

☐ 屋外広告士

☐ 職業能力開発促進法に基づく次に掲げる者

- ・ 広告美術仕上げに係る職業訓練指導員の免許を受けた者
- ・ 広告美術仕上げに係る技能検定に合格した者
- ・ 広告美術仕上げに係る職業訓練を修了した者

☐ 市長が、講習会の修了者等と同等以上の知識を有するものと認定した者【規則第28条】

（４）点検義務

屋外広告物の所有者等は、屋外広告士その他これと同等以上の知識を有する者※１に、屋外広告物等の劣化、損傷の状況を点検させなければなりません。【条例第１８条の２】なお、屋外広告物又は掲出物件の種類により、点検義務の適用除外となるもの※２もあります。



※１：屋外広告士その他これと同等以上の知識を有する者とは以下のいずれかに該当する者をいいます。

☐ 都道府県、指定都市又は中核市等が開催する屋外広告物の講習会を修了した者

☐ 職業能力開発促進法に基づく次に掲げる者

- ・ 広告美術仕上げに係る職業訓練指導員の免許を受けた者
- ・ 広告美術仕上げに係る技能検定に合格した者
- ・ 広告美術仕上げに係る職業訓練を修了した者

☐ 市長が、講習会の修了者等と同等以上の知識を有するものと認定した者【規則第２８条】

☐ 屋外広告業の事業者団体が公益目的事業として実施する広告物又は掲出物件の点検に関する技能講習の修了者

☐ 広告物又は掲出物件の点検を実施するために必要な知識及び技術を有すると市長が認める者

※２：適用除外となるもの

貼り紙、貼り札、広告旗、立看板、広告幕（つり下げを含む）、アドバルーン、壁面等に直接塗装されたもの、その他これらに類する軽易な広告物等

★点検義務の適用除外となる広告物又は掲出物件についても、表示者等には良好な状態に保持する管理義務があります（□□26 ページ「（２）管理」）。

事故防止のため、定期的に確認を行うなど適切な管理をお願いします。

（５）除却義務

屋外広告物を表示する必要がなくなったときや許可期間が満了したとき、又は許可が取り消されたときは、５日以内にその屋外広告物を除却しなければなりません。【条例第１９条】

除却した屋外広告物が許可を受けたものであるときは、除却した旨を市に届け出なければなりません（□□19 ページ「（１）許可等手続きの流れ」、□□22 ページ「（（３）許可申請等に係る必要書類等」）。【条例第１９条第２項】

（６）違反広告物に対する措置

屋外広告物条例に違反して表示された屋外広告物については、その表示者や設置者、管理者に対し、除却、改修、移転などの措置が命じられます。【条例第２１条第１項】

これに応じない場合は、強制的に除却することがあります。【法第７条第２項～第４項、条例第２１条第２項】

また、許可期間を過ぎているにもかかわらず表示・設置をしている等、許可の条件に違反したり、許可を受けないで変更等をしたとき、あるいは虚偽の申請をして許可を受けたときなどは許可を取り消す場合があります。【条例第２０条】

なお、必要があると認めるときは、土地若しくは建物に立ち入り、調査等を行う場合があります。【条例２７条】

● 簡易除却制度について

貼り紙、貼り札、広告旗、立看板のうち、次の要件を満たすものは、屋外広告物法により、除却する旨を所有者に伝えることなく除却することが認められています。これを「簡易除却」といいます。

☐ 屋外広告物条例に明らかに違反しているもの

☐ 管理されずに放置されているもの（貼り紙を除く）

（７）罰則

屋外広告業を営む者が越谷市屋外広告物条例に違反した場合、次のような刑罰に処せられることがあります。また、法人等の代理人、使用人その他の従業者が違反行為をした場合は、その行為者だけでなく、法人等にも罰金刑が科せられます。【条例第５２条～第５７条】

①登録を受けないで屋外広告業を営んだとき

②許可が必要な屋外広告物を無許可で出したとき

③禁止地域や禁止物件に屋外広告物を出したとき

④除去命令等に従わなかったとき

⑤登録事項の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき

⑥業務主任者を選任しなかったとき

⑦その他

【コラム】違反広告物を撤去するボランティア（団体）を募集しています

電柱、道路標識、街灯柱などに掲出されている貼り紙、立看板などの違反広告物は、まちの景観を損ねるだけでなく、交通や通行の妨げになります。

越谷市では、こうした違反広告物をなくし、まちの景観や交通の安全を守るため、市民の皆様のボランティア活動による違反広告物の簡易除却（撤去）を実施しています。

● 簡易除却推進員（団体）になるためには？

○市内に在住し、在勤し、又は在学する18歳以上の方で構成される4名以上の団体としてしています。

※地域にお住まいの方だけでなく、市内で営業する事業者の方も対象です。

また、個人で活動されたい方は、都市計画課までご相談ください。

● どんなものが除却（撤去）できるの？

越谷市屋外広告物条例で広告物の掲出が禁止されている物件（電柱、交通標識など）に貼られているチラシ、立てかけられている立看板、道路上に設置されたカラーコーンやペットボトルに貼られている住宅のチラシなどです。



活動内容、登録方法などの詳細については、越谷市都市計画課まで、お気軽にお問い合わせください。



越谷特別市民
ガーヤちゃん

【様式】 ホームページのご案内

●屋外広告物の許可申請等について

https://www.city.koshigaya.saitama.jp/kurashi_shisei/kurashi/sumai/keikan/okugai_kyokashinsei.html



●屋外広告業及び特例屋外広告業の登録等について

https://www.city.koshigaya.saitama.jp/kurashi_shisei/kurashi/sumai/keikan/okugai_gyotouroku.html



【電子申請】 URLのご案内

●屋外広告物に関する申請及び届出

https://apply.e-tumo.jp/city-koshigaya-saitama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=76816



●特例屋外広告業の届出

https://apply.e-tumo.jp/city-koshigaya-saitama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=68841

